

給食費についての大切なお知らせ

都城市では、令和4年（2022年）4月から、学校給食費を都城市の一般会計予算に計上し管理する「公会計」方式に移行しました。

昨年度まで学校給食費は各学校が徴収していましたが、令和4年度から、都城市が徴収することとなりました。

① 都城市学校給食申込書

- 都城市立小・中学校に在籍するお子様全員が対象です。
- お子様お一人につき1枚御提出ください。
- 給食費の納入方法を決定します。保護者の皆様の利便性が図れることから、口座振替を御利用ください。
 - ※口座振替の場合、学校給食費の精算金が発生した時は、お届けの口座に振り込みますので、新たなお手続きが不要です。
 - ※口座振替の手数料は都城市が負担しますので、皆様の負担はありません。
- 一度手続きを行うと、中学校卒業まで都城市立の学校への進学・転校の際の手続きは必要ありません。
- 食物アレルギー、宗教上の理由等により摂取できない食材等の確認は、来年の2～3月頃に、確認日時点での該当者に実施予定です。

都城市長 宛て

都城市学校給食申込書

私は、次の児童生徒について、都城市立小中学校に在学する期間中の学校給食の提供を申し込みます。

申込者 (保護者等)	フリガナ			児童生徒 から見た 続柄	
	氏名				
	住所				
	連絡先	自宅電話番号			
携帯電話番号					
提供を受ける 児童生徒氏名	フリガナ				
	氏名				
	学校名		学年	年生	
給食費の納入方法	<p style="text-align: center;">①口座振替 ②納付書</p> <p style="text-align: center;">(希望する方法を○で囲んでください。)</p>				

- ・本申込書は、提出日から児童生徒が都城市立の小学校及び中学校に在学する期間中有効となります。
- ・食物アレルギー、宗教上の理由等により摂取できない食材がある場合は、必ず学校に御相談ください。
- ・給食費の納入方法のうち「①口座振替」を選択された場合は、別途口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。

② 都城市学校給食等口座振替依頼書・自動払込利用申込書

- 都城市立小・中学校に在籍するお子様全員が対象です。
- 学校給食費の精算金が発生した時は口座に振り込みますので、納付書払いを選択された場合も、必ず御提出ください。
- 一度手続きを行えば、中学校卒業まで都城市立の学校への進学・転校の際の手続きは必要ありません。
- 1枚に3名まで御記入いただけます。お子様が4名以上いらっしゃる場合には新しい口座振替依頼書に御記入ください。

1 口座振替は、次の取扱金融機関で行うことができます。

口座振替には、次の金融機関各本支店等の口座を利用できます。

都城市学校給食費等口座振替依頼書・自動払込利用申込書（以下「口座振替依頼書」）に必要事項を記入し、口座を設けている金融機関に直接御提出ください。

給与や児童手当の振込口座など、普段お使いの口座の登録をお勧めします。

【取扱金融機関】

- 宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行
- 宮崎第一信用金庫、九州労働金庫、都城農業協同組合
- 沖縄県を除く九州内のゆうちょ銀行又は郵便局（納期限を過ぎた場合は取扱いできません）

うっかり入金を忘れて振替できなかった・・・
そんな事態にならないために、普段お使いの口座を指定しましょう！
現在の学校指定金融機関でなくても大丈夫！



2 口座振替のお手続き方法について

口座振替依頼書（3枚複写）に必要事項を御記入いただき、お手続きをお願いします。記入の際は、ボールペン（消せるボールペンは不可）で強めに記入してください。

- ① 口座振替依頼書に記入し、御指定の口座の取扱金融機関に提出してください。
- ② 口座振替依頼書の中に、児童生徒氏名、学校名、学年を書く欄がありますので、都城市内の小・中学校に通学しているお子様をもれなく記入してください。
- ③ お客様控が返却されます。（大切に保管ください。）

3 口座振替日（納期限）は、年11回です。

令和4年度から口座振替日（納期限）は、次表のとおり年11回の予定です。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	9月分	10月分
口座振替日	5月31日	6月30日	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日
月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
口座振替日	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日	3月31日	

※口座振替日が土・日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日に振り替えます。

4 給食費の額について

小学校：月額4,000円 中学校：月額4,500円

※給食費の額は、現在と変更ありません。

学校給食費の公会計化に関するQ&A



Q 1 現在も口座振替で支払っていますが、新たに手続きが必要ですか？

A 1 令和4年度から学校に代わり都城市が口座振替をするため、全ての保護者が、新たに金融機関に口座振替依頼書を提出していただくことになります。

Q 2 子どもが2人以上いるときは？

A 2 1枚の口座振替依頼書には3名まで御記入いただけます。お子様が4名以上いらっしゃる場合は、4名以降のお子様については、別の口座振替依頼書に御記入ください。
お子様お一人につき口座振替依頼書を1枚御記入いただいても構いません。

Q 3 口座振替依頼書を期限までに提出しないとどうなりますか？

A 3 期限までに御提出いただけない場合は、口座振替の開始が遅れる可能性がありますので、期限までの御提出をお願いします。

Q 4 残高不足等により口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A 4 再振替は行いません。口座振替不能通知書を送付しますので、通知書に記載の納期限内にお支払ください。

Q 5 学校に現金で支払ってもよいですか？

A 5 学校に直接支払うことはできなくなりますので、御理解ください。

Q 6 滞納した場合はどうなりますか？

A 6 都城市債権管理条例に基づき手続きを行います。
督促状等を送付してもお支払いいただけない場合や市からの連絡に応じていただけない場合は、市が裁判所に支払督促等の申し立てを行うなど、法的措置を含めて厳正に対処させていただきます。

《支払督促とは？》

正式な裁判手続きをしなくても、裁判所から債務者に対して金銭などの支払いを命じる督促状を送る制度です。内容証明郵便で支払いを請求しても相手が応じない場合や何も反応がないような場合にこの制度を活用します。

Q 7 生活保護（又は就学援助）を受けています。口座振替の手続きは必要ですか？

A 7 学校給食費の精算金が発生する場合があります。その際、速やかに登録口座へ返金するためにも、口座振替の手続きをお願いします。

Q 8 新1年生（令和5年4月に小学校入学）はいつ手続きをするのですか？

A 8 新1年生については、就学時健診時に必要書類等を配布します。

Q 9 給食を停止したいのですが手続きが必要ですか？

A 9 都城市学校給食（停止・再開）届をご提出ください。
都城市学校給食（停止・再開）届は、各学校または各学校給食センターにございますので、必要事項をご記入の上、各学校または各学校給食センターにご提出ください。
詳細は都城市学校給食課 電話0986-23-2617までご連絡ください。

文書取扱

都城市教育委員会 学校給食課（都城学校給食センター）

電話 0986-23-2617

メール kyushoku@city.miyakonojo.miyazaki.jp

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

都城市学校給食（停止・再開）届

学校給食を（ 停止 ・ 再開 ）したいので、次のとおり届け出ます。

届出者 (保護者等)	フリガナ		児童生徒	
	氏名		から見た 続柄	
	住所			
	連絡先	自宅電話番号		
		携帯電話番号		
児童生徒氏名	フリガナ			
	氏名			
	学校名		学年	年生
停止するとき	<input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 一部停止（牛乳のみ ・ 牛乳以外）			
	停止の理由	1 食物アレルギー等 2 傷病 3 その他 ()		
	停止予定期間	令和 年 月 日から 年 月 日まで		
再開するとき	<input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 一部再開（牛乳のみ ・ 牛乳以外）			
	再開予定日	年 月 日		

※都城市記入欄	届出受付日
	年 月 日